

温冷配膳車等運搬業務に係る労働者派遣に関する仕様書

1 概要

香川県ふじみ園内の温冷配膳車等の運搬を安全かつ円滑に行う労働者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）に基づき派遣する。

2 件名

温冷配膳車等運搬業務に係る労働者派遣

3 派遣場所

香川県ふじみ園（香川県丸亀市飯山町東坂元3667番地）

4 派遣期間

令和2年12月1日から令和3年3月31日まで

5 従事する業務

(1) 業務名

温冷配膳車等運搬業務

(2) 業務内容

①管理車両（トラック2t）を運転し、温冷配膳車3台及びコンテナ2台を運搬する。

区間：「厨房」から「おおぞらA棟」経由「おおぞらB棟」までの間往復

②徒歩で下膳車2台を運搬する。

区間：「厨房」から「おおぞらA棟」及び「厨房」から「おおぞらB棟」の間往復

③上記①②のほか、運行管理に必要な管理車両の点検・整備、清掃管理、事故対応、給油等を行うものとする。

(3) 業務日程

原則として、毎日とする。

(4) 就業時間

① 6時40分から 8時40分（2時間）

② 10時45分から 13時25分（2時間40分）

③ 16時50分から 18時50分（2時間）

6 派遣労働者等

(1) 派遣労働者は、管理車両の運転に必要な資格を有する者とし、心身ともに健康で、障害を有する者（主として知的障害者）に対する理解及び良識のある者であること。

(2) 派遣労働者は、香川県ふじみ園の車両管理責任者の指示により運転業務に従事するものとする。

(3) 派遣元事業主は、派遣労働者の健康管理に十分注意することとし、必要に応じ健康診断を

行う等の措置を執り、安全な運行が行えるようにすること。

7 業務の報告

派遣労働者は、運転業務を実施したときは、公用車運転日誌により、運転時間、走行料等を香川県ふじみ園に報告するものとする。

8 業務に関する注意事項

- (1) 業務開始前は道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を行い、業務終了後は車内外の清掃を行った後、所定の位置に駐車するものとする。
- (2) 運行中は関係法令等を遵守し、安全運転に心がけるものとする。
- (3) 始業点検及び運行中において故障等が発生した場合は、直ちに適切な処置を行うとともに、香川県ふじみ園に報告するものとする。
- (4) 給油は、必要に応じ、随時行うものとする。
なお、給油所は香川県ふじみ園が指定するものとする（契約によってセルフによる給油となる場合がある。）。
- (5) 当日の業務を行う派遣労働者の健康状態等により、運転業務を行うことが危険であると香川県ふじみ園が判断したときは、香川県ふじみ園は、その派遣労働者に業務を行わせないことができる。
- (6) 香川県ふじみ園は、必要に応じ、派遣元事業主に派遣労働者の健康診断書の提出を求めることができるものとする。

10 単価の算出方法等

- (1) 1時間当たりの派遣料とし、1日8時間までの単価を設定すること。
- (2) 令和2年12月から令和3年3月までの4か月間の総額を入札額とし、その内訳を記載すること。
- (3) 4か月間の業務従事見込時間数
806時間40分（6時間40分×121日）